

原子力政策円卓会議開催に当たっての基本的事項

平成 8 年 5 月

原子力政策円卓会議

原子力政策円卓会議（以下「会議」という。）開催に当たっては、以下の点に留意することとします。

（会議の趣旨）

- 1 会議は、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する国民各界各層の様々な意見を今後の原子力政策に反映させるために開催します。

（招へい者の選考）

- 2 招へい者の選考に当たっては、国民各界各層の幅広い意見が会議における議論に反映されるよう、性別を問わず、幅広い年齢層にわたる、様々な分野の方の参加を求めます。

（会議におけるモデレーターの役割）

- 3 モデレーターは、会議において、参加者の意見を公平に取り上げ、議論が円滑に進むように、議事運営に配慮します。
- 4 上記 3 は、モデレーターが会議において個人としての意見を述べることを妨げるものではありません。

（議事録等の作成）

- 5 毎回会議終了後速やかに、議事をできる限り忠実に記録し、発言者名を明らかにした議事録を作成し、公表します。
- 6 毎回会議終了後速やかに、議事を簡潔にとりまとめた資料（以下「議事概要」という。）を作成し、次回以降の会議の参考とするほか、公表します。

また議事概要の作成に当たっては、その過程において参加者に内容の確認を依頼します。

7 議事の模様は録画され、会議終了後広く公開されます。

（会議の成果の扱い）

8 原子力委員会は会議の議論の結果、今後の原子力政策に反映すべき事項が摘出された場合、又は、更に検討すべき事項が明らかになった場合には、事項に応じて原子力委員会の専門部会のみならず、関係省庁等に具体的な検討を求めます。

9 上記8の検討については、会議において論点が整理されたものから順次検討を求めることとし、検討の結果については、理由とともに、会議にフィードバックするよう求めます。